

A 3. 0 1

国際登録出願に係る商品又は役務の同一に関する取扱い

1. 国際登録出願の願書第 1 0 欄「GOODS AND SERVICES」（以下「商品及び役務」という。）に記載できる商品又は役務は、基礎登録の商標原簿（現に有効に存続しているものに限る。）に、又は基礎出願の願書（補正されている場合は補正後のものとする。）に記載されている指定商品又は指定役務と同一若しくはその範囲に含まれているものに限られることから、本国官庁は、当該国際登録出願に係る商品又は役務についてその確認を行う。
 2. 国際登録出願に係る商品又は役務については、基礎登録又は基礎出願における指定商品又は指定役務と実質的に同一又はその指定商品若しくは指定役務に含まれるものと認められるときは、その商品又は役務は同一のものと認定することとする。

また、その国際登録出願に係る商品又は役務の表示上、商品又は役務が重複している場合であっても同様に認定することとする。
 3. 国際登録出願に係る商品又は役務の同一に関する認定において当該基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務が包括表示であるような場合の認定は、その基礎登録又は基礎出願の出願時に効力を有する「商品（及び役務）の区分」に従って行うものとする。
 4. 国際登録出願に係る商品又は役務の記載について、例えば以下の不備があり商品又は役務について同一と認定できないときは、本国官庁は当該願書を差し替えるよう促すこととする。
 - ・基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務と比べその内容を変更又は拡大している場合
 - ・商品又は役務の記載が不明確な表示である場合

なお、出願を基礎とする場合、「商品及び役務」の記載内容が、基礎出願の指定商品又は指定役務の表示と同一と認定される翻訳で記載されているときは、原則として、同一と認定することとする。
- ※ 国際商標登録出願審査室は、本取扱いについて、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

[説明]

(1) 「商品及び役務」に記載できる商品又は役務は、基礎登録又は基礎出願における商標原簿若しくは願書に記載されているものと同一である場合又はその指定商品若しくは指定役務に含まれている場合に限られることから、本国官庁は、国際登録出願における願書の記載が基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務の記載と同一又はその指定商品若しくは指定役務に含まれるものであるかを確認することとする。

(2 a) 国際登録出願として願書に記載できる商品又は役務は、国際登録出願の証明をする時における以下の指定商品又は指定役務と実質的に同一又はその範囲に実質的に含まれている商品若しくは役務に限られる。

① 基礎となるものが登録である場合には、当該登録に係る商標原簿に登録され、現に商標権として有効に存続している指定商品又は指定役務

② 基礎となるものが出願である場合には、当該出願における願書に記載されている指定商品又は指定役務（補正されている場合は補正後の指定商品又は指定役務）

※ 基礎出願の担当審査室は、当該指定商品又は指定役務の補正をしている手続補正書が有効なものとして取り扱われるかについて、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

(2 b) 「商品及び役務」と基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務との同一についての確認をする場合、以下のとおり取り扱うこととする。

① 国際登録出願に係る願書に記載されている商品又は役務（英語）と基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務（日本語）との対応が「類似商品・役務審査基準」又は「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」に掲載されているものであるときは、同一であるものとして取り扱う。

② 上記の①に該当しないものは、以下の事項を満たす英語訳であるときには、同一であるものとして認定することができる。

a. 区分及び商品・役務の類似群が考慮された英語訳であること

b. 「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務の表示中には、包括表示に包含される単品表示であって、その概念を表示していないものも存在するため、必要に応じて、商品の場合は材料、用途、機能、形状等を、役務の場合は用途、効能、提供場所、提供内容等の要素をもって、その内容・範囲が把握できる英語訳であること

c. 日本や東洋に特有の商品であって、該当する英語が存在しないものについては、「商品・サービス国際分類表アルファベット順一

覧表」に掲載されている日本や東洋に特有の商品の英語表記に倣った英語訳であること

なお、必ずしも原語表記に拘泥せず、商品・役務の実態が分かりやすいことを優先させてもよいこととする。

- (2 c) 国際登録出願に係る願書に記載されている各商品又は役務が、基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務と同一又はその範囲に含まれるときは、その国際登録出願における商品又は役務の表示上、商品又は役務が重複して記載されている場合であっても、その出願の商品又は役務の記載に不備があるものとはしないこととする。

この取扱いは、国際事務局が、指定されている商品又は役務の表示が重複して記載されている場合であっても、当該記載を欠陥があるものとは取り扱わないことを考慮したものである。

＜商品又は役務の表示が重複している例＞

cl. 9 Television receivers; telecommunication machines and apparatus.

(第9類 テレビジョン受信機, 電気通信機械器具)

cl. 20 Furniture; dining tables.

(第20類 家具, 食卓)

- (3) 基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務が包括表示であるような場合における標記の認定は、その基礎登録又は基礎出願の出願時に効力を有する「商品及び役務の区分」に従いその内容を判断することを確認的に述べたものである。

- (4) 「商品及び役務」の記載が基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務と比べその内容を変更又は拡大している場合や商品又は役務の記載が不明確な表示であることから同一と認められない場合等、その記載に不備があるときは、当該願書の差し替えを認め、出願人に対し、是正することを促すこととする。

なお、出願を基礎とする場合、「商品及び役務」の記載が、基礎出願の指定商品又は指定役務の表示と実質的に同一と認定される翻訳により記載されているときは、その内容及び範囲が不明確であるか否かにかかわらず、その記載に不備があるものとはしないこととする。

また、基礎の出願について不明確な指定商品又は指定役務を明確にする補正が、本国官庁による国際登録出願の記載事項と基礎登録又は基礎出願の記載事項とが一致していることを証明する時までにされたときは、その補正後の指定商品又は指定役務と対比し同一の判断をすることとする。